健介事第295号

平成26年６月２日

（介護予防）認知症対応型通所介護事業所管理者　各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

指定認知症対応型通所介護事業所における

利用者が認知症であることの確認方法について（通知）

平素から、横浜市の介護保険行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

認知症対応型通所介護において認知症であることは、利用要件の一つです。したがって、認知症の確認ができない方は当該サービスの対象者ではないため、介護給付等を受けることはできません。これまで、指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者もしくは利用申込者（以下「利用者」という。）が認知症（介護保険法第５条の２に規定される認知症をいい、その原因となる疾患が急性の状態ではない。以下同じ）であることの確認方法について、介護保険事業者向けＱ＆Ａ＜地域密着型サービス＞において下記「【参考】旧取扱い」としておりました。しかし、この取扱いでは利用者が認知症であることの確認がとれないため、取扱いを次の１～４に変更します。認知症の確認ができない方が介護給付等を既に受けている場合には介護報酬の返還になることもあります。このような点を踏まえ、貴事業所においては利用者が認知症であることを確認していただき、適切な事業所運営をお願いいたします。

１　契約時に確認する書類等について

(1)　この通知の日以降（本通知日を含む）に契約する利用者の場合

診断が認知症又は認知症の原因疾患であることが確認でき、医師の署名もしくは記名押印がある文書（以下「診断書等」という。）により認知症であることを、確認する必要があります。

なお、利用開始日までに利用者が認知症であることを診断書等により確認することができない場合であっても、サービスの利用を開始することは可能です。ただし、その利用者が認知症であることを確認できなかった場合は、サービス提供を受けた全ての認知症対応型通所介護費及び各種加算の全額（10割）を、利用者又は利用者家族が負担することになる旨を説明し、文書で同意を得てください。

(2)　この通知の日以前（本通知日を含まない）から契約していた利用者の場合

介護認定の更新または区分変更を行った際に、新しい介護保険被保険者証の交付年月日が平成26年８月１日以降である場合は、その交付年月日から１か月以内に診断書等で認知症であるか確認してください。

　それまでは、下記「【参考】旧取扱い」の取扱いも可とします。

２　利用開始時等に診断書等で認知症であることを確認した利用者について

一定期間毎に診断書等を取り直す必要はありませんが、その診断書等の写しは事業所でも保管してください。

３　原因疾患について

アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）等の診断であれば認知症の原因疾患であると確認できます。しかし、アルコール依存症等、その診断が認知症の原因疾患であるか判断が出来ない場合は、その診断をした医師に口頭で確認し、その診断が認知症の原因疾患であることを確認する事が出来れば、確認した内容、日付、確認者氏名を診断書の写しに記録するようお願いします。

４　利用者が認知症であることを確認できないまたは、認知症の原因となる疾患が急性の状態である場合について

すみやかに居宅介護支援事業所等に連絡し、他の介護（予防）サービスに移行する調整等の必要な措置を行ってください。

【参考】旧取扱い

介護保険事業者向けＱ＆Ａ＜地域密着型サービス＞（平成25年１月版）

Ｑ．利用者が認知症であることの確認はどのように行えばよいのか。

Ａ．認知症対応型通所介護の対象となる「認知症」とは、「日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義されており、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のランクⅡ以上の状態と概ね一致すると考えられます。利用者が認知症状態にあるかどうかの確認は、事業者が行うことになりますが、医師の診断書などの書類を整備、保存する必要はなく、医師やケアマネジャーに上記に示したような状態であるかを確認した内容を記録に残しておいてください。

（問い合わせ先）

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部

介護事業指導課運営支援係

地域密着型サービス担当

TEL：045-**671**-3466

FAX：045-**681**-7789